

第1回 船員の健康確保に関する検討会（議事概要）

1. 日時：令和元年9月30日（火）13:30～15:30
2. 場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室
3. 構成員：構成員名簿のとおり
4. 議事：①船員の健康確保の現状について
②船員保険における健康づくりの取組について
③今後の進め方について
5. 議事概要

〈会議冒頭〉検討会の設置目的・規約などについて

- ・三輪田船員政策課長よりあいさつ。船員の健康確保に向けた実効性のある仕組みについて、医療、通信の専門家を交えて議論、検討する場として本検討会を設置した旨などを説明。
- ・検討会規約について合意を得て、久宗周二神奈川大学工学部教授を選任。
- ・久宗座長よりあいさつ。20年近く船員の労働災害について研究してきた。船員は災害・疾病が多く、法定人数が確保できず船の運航ができなくなれば、物流にも影響を与えかねず、特に労働安全衛生上の配慮が必要であると考えているが、同じ労働者であるにも関わらず、産業医制度、健診後の事後措置、ストレスチェック制度などの陸上にある制度がない。これから制度の導入に向け、本検討会で実際に運用可能な制度設計について議論していきたい。

①船員の健康確保の現状について

【説明事項】

- ・事務局から「資料2 船員の健康確保の現状について」により、船員の現状、健康確保の労働体系や健康に関する現状、陸上と海上のそれぞれの健康確保に関する施策について説明。

【質疑応答・意見】

（山下委員）

- ・資料15頁で、生活習慣病に「がん」を含めているが、それぞれ対策も違うため、分けて考えた方がいいのではないか。
←（事務局）精査する。

②船員保険における健康づくりの取組について

【説明事項】

- ・井原オブザーバーから「資料3 船員保険における健康づくりの取組」により、船員にメタボリックシンドローム該当者や喫煙者が多いという健康に関する現状、その対策として生活習慣病予防健診、特定健康診査、特定保健指導などの取組を進めているが、目標達成に向けて更なる取組が必要である現状など説明。

【質疑応答・意見】

(佐々木委員)

- ・資料 8 頁の船員手帳の健康証明書と特定健診の関係を教えて欲しい。
 - ← (井原オブザーバー) 健康証明書の結果に応じて特定保健指導を実施しているため、健康証明書の提出を船舶所有者にお願いしているが、コピーを取って提出する手間がかかることなどが理由と思われるが、なかなか提出してもらえず、実施率も低くなっている。
- ・健康証明の健診を年に 1 回受けているのに、なぜ特定健診の実施率が低いのか。KPI も 100% を目指すべきではないか。
 - ← (井原オブザーバー) 特定健診自体の KPI は資料 9 頁にあるとおり、被保険者の生活習慣病予防健診と健康証明書のデータ取得及び被扶養者の特定健診の全体を合わせて 65%としている。過去の状況から 100%は難しいため、徐々に取組を進めていきたい。
 - ← (久宗座長) 船員手帳の健康証明は全員が受けているのに、特定健診の受診者が少ないことに関して、健康証明と同時に特定健診も受けられるよう一本化する方法もあるのではないか。また、健康証明書の記載項目は、身長・体重は記載する必要があるのか疑問。本当に必要な項目に絞り込むべきだと考える。

(土肥委員)

- ・資料 8 頁の生活習慣病予防健診の受診者数と船員手帳健康証明書データ取得の受診者数に重複はないのか。
 - ← (内藤(吉)委員) 健康証明と生活習慣病予防健診はダブって受けている場合は結構あると思う。健康証明は検査項目がコンパクトにまとまっており、乗船不可となるケースはほとんどなく、40 歳以上の人や、高血圧、生活習慣病のおそれがある人には、生活習慣病予防健診は無料で受けられることもあり、会社から受診するよう促しているのが一般的だと思う。
- ・生活習慣病予防健診を受ければ、健康証明書の項目を含んでいるため、座長が言われたとおり、生活習慣病予防健診を皆が受ければ、全て済むという理解で間違いはないか。また、検査項目は大体似たようなものなのか、大幅に違うのか。
 - ← (井原オブザーバー)
 - ・間違いはない。(特定健診については) 生活習慣病健診を受けてもいいし、健康証明書のデータを提出してもらってもいい。生活習慣病予防健診についてはデータがこちらにくるが、健康証明書のデータがくる仕組みになっていないため、データの提出を船舶所有者にお願いしており、25%が提出いただいている割合になる。
 - ・生活習慣病予防健診の方は検査項目が多いため、時間がない船員にとって生活習慣病予防健診の方が受診のハードルが高いと思う。
 - ← (庄田委員) 検査項目は大体同じだが、少しの異常で船に乗れないという判断はしないため、評価の仕方は少し違う部分はある。
 - ← (田中委員) 生活習慣病予防健診を受けられる病院は限られているため、乗船前の短い時間で健康証明を受ける必要があるため、家の近くにある指定医で健康証明だけを受けている人が多いのではないか。

(佐々木委員)

・資料2の49頁で確認すると、健康証明書の健診項目に特定健診の項目はほぼ含まれており、特定健診はこれでほぼクリアできるため、特定保健指導につながるかどうか大きな問題だととらえている。せっかく健康証明を全員受けているのであれば、特定保健指導にうまくつながるよう、特定健診に計上できたらいいのではないか。

←(井原オブザーバー) 特定健診の検査項目は入っており、先ほど申し上げたとおり、データ自体をいただかないと保健指導につながらないため、データ取得率を増やすか、生活習慣病予防健診を受けていただければ、次の保健指導につながるため、取組を進めている。

(事務局)

健康証明には事業主にデータの保存義務がない。健康証明書は船員が自分で持っているため、事業主にデータを出してと言っても手元にない。このあたり制度改革が必要だと考えている。

③今後の進め方について

【説明事項】

・事務局から「資料4 今後の進め方について」により、今後、健康診断の見直し、メンタルヘルス対策、ストレスチェックの実施、長時間労働者に対する指導、医療相談、日常の健康管理、遠隔診療などへの情報通信技術の活用、船員への産業医制度の導入について検討していくことを説明。

【質疑応答・意見】

(田中委員)

・年に1回健診を受けても、船に乗ってしまうと医療の専門家からの指導を受ける環境がない。船員は事業所に勤務している訳ではなく、遠方の自宅から乗船し、下船したらまた遠方の自宅に帰り、会社にはほとんど出てこないような勤務形態であるため、会社の指導も難しい。船主協会に加盟している大きな外航船社では、陸上社員の産業医がいるため、船員も一緒に管理して欲しいとお願いしても、産業医からすると船員の労働実態が分からず、遠隔にいるため、呼んで指導することもできないため、どのように取り組んだらいいのか分からず、課題が大きいと言われる。食事も毎日好みで買っているし、喫煙者も多いという話もあったが、自分自身できっちり健康管理ができていないのが今の実態だと考えている。健診は受けているが、その後の指導が今回の検討会のテーマになるのだと考えている。遠隔にあり、小規模事業者にとってはコスト負担となるため、画一的に決めづらいというのが実感だが、せっかくの機会なので、遠隔の指導や健康管理について、一步でも進むよう、お知恵をお借りできればと考えている。

(内藤 (吉) 委員)

- ・小規模事業者が多く、事業者がどのように管理していくのが問題になると思う。解決方法として、遠隔でのデータ管理ができるのであれば、事業者も努力していく必要があると考える。産業医制度など初めてのことなので、確実にできる方法について、ご意見をいただければと考えている。

(久宗座長)

船主、船員も健康管理について考えているが、乗船中は医療の情報が全く入ってこない。今は遠隔医療など新しいツールがある。それをうまく使って、船内で健康診断を受ける、船内で健康管理について勉強することなども考えられる。健康データも負担かからない形で保険協会に送付することなども考えられる。これまで進んでいなかった部分が多いため、今後、個別議論の機会において、委員皆様の叡智を集めて、船主もここまでならできるといった段階を踏んで一歩でも前進できるような提案をさせていただき、制度も改正につなげ、船員が健康で長く働けるような結果を出せたらと考えている。